

森づくり Kommission 全国協議会

「森づくり Kommission」登録 公募要領(平成22年度)

社団法人 国土緑化推進機構

第1 趣旨

地球温暖化や生物多様性保全などの地球規模の環境問題の顕在化により、森林に対する国際社会の期待は高まりつつある一方で、我が国の森林は、山村地域における林業の低迷や担い手の高齢化等により荒廃が進んでいます。我が国の森林を次世代に豊かな状態で引き継いでいくために、幅広い企業・学校・NPOなどの多様な主体の理解と参画による「国民参加の森林づくり」を推進することが重要です。

近年は企業の社会的責任(CSR)としての森づくりをはじめとして、学校教育や社会教育の一環としての森林ボランティア体験、団塊の世代等の社会参加・生きがいづくりの活動、さらにはまちづくりや環境保全、教育等の他分野のNPOによる森づくりなど、これまで関係性の乏しかった分野・セクターからの森づくり活動への参画に対して、興味・関心は高まりつつあります。

しかしながら、森づくり活動はフィールド的にも技術的にも一般の企業や学校、NPO等にとっては馴染みの薄い分野であるため、自主的な活動を開始するには各種課題に直面する 경우가少なくありません。一方では、既往の森林ボランティア団体も、活動に当たって参加者や資金確保等に係る課題を抱えている現状にあります。

このような状況の中、森づくり活動への参加者層を一層広めるために、様々なサポートや地域ニーズに活かした魅力的で実効性の高い森づくり活動を企画・提案し、企業・学校・NPO等と森林ボランティア団体や森林所有者等を結んだり、活動の質を高め、継続性・発展性を確保できる取組を推進する必要があります。

このため、森づくりに関する情報やアイデア・ノウハウ・ネットワークを持たない企業・学校・NPO等が、安心して森づくり活動に参加できるように、活動場所や森林ボランティア団体、関係機関等との橋渡しや企画・提案などを行う国民参加の森林づくり活動支援組織「森づくり Kommission」を整備・登録し、各地域における企業・学校・NPO等の森づくり活動の活性化を促進します。

第2 森づくり Kommission 活動の実施

1 森づくり Kommission 活動の実施主体

本活動の実施主体は、「森づくり Kommission」として登録された組織並びに共同体とします。

なお、企業・学校・NPO等の森づくり活動の仲介や支援を行っている地方公共団体或いは民間団体等が、審査基準を満たす場合は、当面は既存の推進体制で「森づくり Kommission」として登録することもあります。

2 森づくり Kommission 活動の内容

(1) 森づくり Kommission 活動の実施体制

【詳細は、(別表1) 参照】

実施主体は、①ワンストップ窓口を設置するとともに、②協議会等の設置、③地域ネットワークの構築に努めることにより、本活動の実施体制を整備した上で(2)に掲げる活動を実施するものとします。

また、実施主体は、本事業の適切かつ効果的な実施を図るため、協議会及び地域ネットワークの構成員等との相互の密接な連携・協力を促進することにより、推進体制の整備に努めるものとします。

さらに、実施主体は、本活動の円滑な実施に向けて、森づくり Kommission 全国協議会及び他地域の森づくり Kommission 等との連携・協力関係の構築に努め、全国的な普及・発展に努めるものとします。

(2) 森づくり Kommission 活動の内容

【詳細は、(別表2) 参照】

実施主体は、①森づくり活動の窓口機能、②森づくり活動をサポートする機能、③森づくりの企画立案機能の発揮に資する活動の実施に努めるものとします。

なお、森づくり Kommission 全国協議会では、各種ノウハウ等を集積したマニュアル等を作成し、森づくりコ

ミッション登録団体の円滑かつ機能的な活動実施を支援するものとします。

また、森づくりコミッション活動の内容（支援形態や支援メニュー等）は、森づくりコミッション全国協議会のホームページにおいて公表します。

3 森づくりコミッションの活動地域

森づくりコミッションの活動地域は、基本的には地方公共団体の管轄区域毎とします。

但し、地方公共団体及び関連機関等との調整を経た場合は、地方公共団体の管轄区域内の一部のみでの活動或いは地方公共団体の管轄区域を越える広域的な活動を実施することは妨げないものとします。

4 森づくりコミッションに関連する森づくり活動状況等の把握

森づくりコミッションは、活動地域内における森づくり活動状況等の把握に努めるものとします。

なお、森づくりコミッション全国協議会は、全国の森づくりコミッションの活動計画書を森づくりコミッション全国協議会のホームページにおいて公表するものとします。

5 森づくりコミッションの活動期間

森づくりコミッションの活動期間は、活動計画書の活動計画に変更のない限り、自動更新するものとします。

第3 森づくりコミッションへの応募

1 登録団体の要件

森づくりコミッションに登録できる者は、地方公共団体、民間団体並びに共同体（以下「団体等」という）とし、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 国民参加の森林づくりについて十分な知見をもち、森林施業方法、森林整備・保全作業、NPO・市民活動、地域活動、企業の社会貢献活動、学校等の体験学習等の諸活動に精通している団体等であること
- (2) (1)の知見等を活かしつつ、森づくりコミッション活動を効率的に実施するための豊富な経験と情報力を有し、活動を的確に実施できる能力を有する団体等であること
- (3) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体等であること（定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支計算書等を備えていること。但し、地方公共団体については不要）

2 申請書類

- (1) 森づくりコミッション登録申請書（様式第1号）
- (2) 森づくりコミッション登録に係る共同体登録申請書（共同体の場合のみ。様式第2号）
- (3) 森づくりコミッション活動計画書（様式第3号）
- (4) 提出者及びその構成員による森づくりコミッションに関連する諸活動の概要等が分かる資料
- (5) 提出者の定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支計算書等
(但し、地方公共団体については不要。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)
- (6) (1)～(3)の電子データ（FD、CD、MOのいずれか）

※ (1)～(3)は、原則として所定の様式に則って、ワープロで作成して下さい。

3 相談の受付

公募要領の内容等に関する質問及び相談等がある場合は、適宜事務局までお問い合わせ下さい。
電話、FAX、E-mail 及び来所いずれの方法でも構いません。

4 申請書の提出期限等

平成22年度は、下記の要領で受け付けします。

【締切】平成22年7月12日(月) 当日必着

(注) 郵送の場合は、封筒に赤字で「森づくりコミッション登録申請書類 在中」と記載してください。

5 申請書類等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館2階

社団法人国土緑化推進機構 政策業務部 (担当: 佐古田・瀧川)

森づくりコミッション全国協議会 宛

電話: 03-3262-8437 FAX: 03-3264-3974 E-mail: comis@green.or.jp

6 申請書類等の提出部数

1部

第4 森づくりコミッション登録申請書類等の審査

1 審査方法

- (1) 「森づくりコミッション全国協議会」運営委員会において、登録基準等に基づいて提出書類の審査を行い、登録の可否を判断します。
- (2) 審査に当たり、必要に応じて提出書類について説明していただく機会を設ける場合があります。
- (3) 審査結果は、応募団体すべてにお知らせするほか、登録団体は森づくりコミッションのホームページ等で公表します。

2 審査基準

登録の審査は、登録申請書及び事業計画書等の提出書類の内容により、別表3に掲げる審査基準に従い、森づくりコミッション活動を安定して行うために必要となる能力を有するかを総合的に判断して行います。

第5 森づくりコミッション登録後の指導推進

1 指導推進の基本方針

森づくりコミッション全国協議会は、本活動の適切かつ効果的な実施を図るため、森づくりコミッション及びその構成員等に対し、本活動の実施についての指導推進に当たるものとします。

また、森づくりコミッション全国協議会は、地域の実情に即し、かつ、実施主体等の自主性及び創意工夫を活かした適切かつ効果的な実施が図られるよう、林野庁及び森林管理局等との相互の連絡調整に努め、関係部局が一体となって本活動の実施が図られるように指導援助に努めるものとします。

2 指導推進の具体的な内容

森づくりコミッションに登録された団体等は、森づくりコミッション全国協議会が実施する各種指導推進に係る事業を優先的に受けることができます。

《指導推進事業（例）》

- ① 「森づくりコミッション」の維持・拡充に際して補助事業による資金支援
- ② 「マニュアル」の配布、アドバイザー派遣、「中央研修会」等の研修機会の優先的な参加等による人材育成支援
- ③ 「企業の森づくりフェア」等における優先的な紹介や、「森づくりコミッションポータルサイト」への独自ページの創設等による普及広報支援
- ④ 「パンフレット」や「ブックレット」の配布による営業活動支援
- ⑤ 森林の地球温暖化防止機能等の環境貢献度の定量的評価ツール「森づくり環境貢献度チェック」（算出ソフト）の使用による評価活動支援

(別表1) 森づくりコミッション活動で必要と想定される実施体制

<p>① ワンストップ窓口の設置</p>	<p>新たな森づくり活動への参加を希望する組織・団体（企業・学校・NPO等） 或いは新たな森づくり活動の受入を希望する組織・団体（森林ボランティア 団体や森林所有者等）が、常に気軽に安心して問い合わせが行えるとともに、 多様な主体からの相談を受け付け、きめ細かな助言・指導が包括的に実施す ることができるように、当該地域における森づくりコミッション活動に関す る情報を包括的・一体的に把握した常設のワンストップ窓口を設置します。</p>
<p>② 協議会等の設置</p>	<p>地域において効果的・機能的に森づくりコミッション活動を行える体制を 整備・拡充するために、①地域の森林・林業の状況、②地域の国民参加の森 林づくり活動等の状況、③地域における企業・学校・NPO等の森林に対するニ ーズ等の状況、④全国的な企業・学校・NPO等による森づくり活動の実施状況 等に関する知見を有する有識者、及び⑤森づくり活動の受け入れ等を行う担 い手の中核的な組織・団体或いは実践者等から構成する協議会、運営委員会 等の設置に努めるものとします。</p>
<p>③ 地域ネットワークの構築</p>	<p>新たな森づくり活動への参加を希望する組織・団体（企業・学校・NPO等） からの要望に的確かつ迅速に対応できるように、その受入を希望する地域内 の組織・団体（森林ボランティア団体や森林所有者等）や、受入のサポート を行える組織・団体（技術指導や森林環境教育等の森づくりに関連したメニ ューの提供や企画・提案を専門とする組織・団体）等を登録することができる 情報ネットワークを構築するなどにより、各種情報の収集・発信に努める とともに、構成員間の情報交換・共有を促進したり、構成員の活動水準の向 上に向けた研修機会の提供等に努めるものとします。</p>

(別表2) 森づくりコミッション活動として想定される活動内容

<p>① 森づくり活動の 窓口機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動を行いたい企業、学校、NPO等からの森づくり活動に関する問い合わせに対応すること（一般市民からの問い合わせへは、可能な限り対応に努める） ● 新たに森づくり活動を行うことができるフィールドや活動の受入が可能な森林ボランティア団体や学校林等、取り組むことの出来る活動内容等の情報をデータベース化して紹介すること（※1） ● 森づくり活動の指導・補助等の支援を行うことができる森林ボランティア団体、森林組合等の得意分野や支援が可能な内容・規模等に関する情報をデータベース化して紹介すること（※1） ● 国民参加の森林づくり活動に関する広報活動や各種催事等の開催等を通して普及啓発活動を行うこと（※2）
<p>② 森づくり活動を サポートする機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業、学校、NPOと森林ボランティア団体、森林組合、森林所有者等との連絡調整をすること ● 具体的な実施箇所等を紹介・案内すること ● 苗木やネット等の資材や作業道具、教材等とその調達先を紹介すること ● 森づくりの施業や森づくり活動における安全管理、地域社会との連携・協力に係る方法等について指導・助言すること（※3） ● 各種法令に関連する許認可事務や、協定書の作成等に関して指導・助言すること ● 資金調達・軽減に資する各種制度・事業（造林補助金等の国・都道府県等の補助事業や民間等の助成制度、緑の募金等の税制面の優遇措置等の制度等）を紹介すること ● 森づくり活動の社会的評価の向上に資する指導・助言及び活動の客観的評価を行うこと（※4）
<p>③ 森づくりの 企画立案機能</p>	<p>【ア 森づくりについての企画立案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業、学校、NPO等の要望を踏まえて、計画性ある森づくりのための目標とする森林の姿や森づくりのテーマ・森林施業方法の策定、地域社会に配慮された安全性ある森づくり活動・イベントの実施に係る段取りなどを示しながら、具体的な森づくり活動の企画・提案をすること又は企画・提案できる関係団体等を紹介・斡旋すること ● 多様な主体の受入や効果的な活動展開に向けて、地域の森づくりのビジョンやゾーニングのあり方に関する協議に向けた指導・助言を行ったり、協議を行う場や機会を設けたりすること <p>【イ 森づくりに付随した活動の企画立案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動と併せ、対象者に応じて（企業であれば社員研修や福利厚生として、学校であれば環境教育や体験活動として、一般であれば自然体験・生涯学習・交流活動等として）、地域特性を踏まえた山菜料理教室、炭焼きや紙漉き等の体験活動の企画・提案を行うこと又は企画・提案できる関係団体等を紹介・斡旋すること ● 継続的な森づくり活動の展開に向けて、森づくりと一体となった事前・事後の関連活動（企業であれば広報活動等、学校であれば教室内の事前・事後学習活動等、一般であれば木づかい活動等）の企画・提案を行うこと又は企画・提案できる関係団体等を紹介・斡旋すること

※1：森づくりコミッション全国協議会では、各種データベース機能を含めた『森ナビ（森づくりコミッションポータルサイト）』を構築していますので、森づくりコミッション登録団体はこれらを活用することができます。

※2：森づくりコミッション全国協議会では、全国的な見地からブックレット作成や会議の開催等を行うので、森づくりコミッション登録団体は、これらを優先的に活用することができます。

※3：なお、この場合、地域の関係者と調整し、長期的なビジョンや地域との関わりを持ちつつ展開していくことが重要といえます。

※4：現在、林野庁国庫補助事業で、森林の地球温暖化防止機能等の環境貢献度の定量的評価ツール「森づくり環境貢献度チェック」（算出ソフト）が開発されていますので、森づくりコミッション登録団体はこれらを活用することができます。

(別表3) 森づくり Kommission 全国協議会「森づくり Kommission」審査基準

項目	評価基準
I. 組織体制 (枠組み)	(1). 地方公共団体の国民参加の森林づくりの担当部署及び都道府県緑化推進委員会と調整がなされているか
	(2). 機能的・専門的な仲介が行えるように協議会或いは運営委員会等が設置されていたり、有識者等との連携・協力体制が構築されている、或いは構築に努めているか。特に、多様な主体の参画や、多様な主体との連携・協力体制の構築が可能な枠組みとなっている、或いは可能な枠組みの構築に努めているか
	(3). 的確かつ迅速に仲介活動を実施したり、連携・協力体制が構築できるように、地域の多様な活動主体との地域ネットワークが構築され、かつ多様で最新の情報収集が可能な体制が構築されている、或いはネットワーク及び体制の構築に努めているか
	(4). 森づくり Kommission 全国協議会や他の森づくり Kommission、林野庁等との機能的・効果的な連携・協力関係の構築が考慮されているか
(基盤・実績)	(5). 社会的な信頼が得られる組織構成となっているか
	(6). 国民参加の森林づくり活動の促進に向けた中間支援に係る活動実績があるか
	(7). 安定した活動が行うことができる健全な財務状況であるか
II. 活動計画 (活動方針・推進体制)	(1). 全国の動向や地域の情勢を踏まえた国民参加の森林づくり活動の促進に寄与し、森づくり Kommission の登録目的を反映した活動方針となっているか
	(2). 既存の行政等の登録制度や組織・事業との調整や、自主的・主体的な活動を行う民間等の参画や調整、全国協議会が実施する制度・事業との調整により、各種公的資源・民間資源を活用した効率的で持続可能な仲介や支援ができる体制となっているか
	(3). 窓口機能、サポート機能、企画立案機能を実施できる体制となっているか (※1)
	(4). 明確なランドデザイン、計画性ある森づくり、地域社会への配慮、安全性ある森づくり作業等の品質が担保された箇所、適切にマッチングできるか (※2)
	(5). 担当者並びに協議会・地域ネットワーク構成団体の資質の向上に努めているか
(実行体制)	(6). 計画を遂行するのに十分な担当者を配置しているか。特に、日常的な問い合わせ等に対応することができる体制が確保されているか
	(7). 公平で中立な仲介並びに支援が行える体制であるか

※1：森づくり Kommission の窓口或いは協議会構成団体のみで実施するのではなく、地域ネットワークの構成団体と連携・協力して実施や紹介による対応も可とする。

※2：現段階では全ての水準を満たす箇所へのマッチングができなくても、将来的に受入箇所における活動内容の水準の向上に資する取組の実施に係る具体的な計画を有する場合は可とする。